

公立学校教職員の懲戒処分の概要

〇わいせつ行為による信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和5年6月5日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和5年4月23日正午頃に、インスタグラムで知り合った相手が投稿等していた情報が、勤務する学校において職務上知り得た卒業生に係る個人情報であったことから、当該卒業生と認識した上で、LINEのアカウントを交換し、LINEで性的表現を含む発信を繰り返した。